

4月1日より、平成 29 年度 国民年金学生納付特例の申請受付が 始まります!

20 歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生で所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●手続きに必要なもの

- ①学生証（平成29年度の在学を確認できるもの）
または、在学証明書（平成29年4月1日以降発行のもの）
- ②印鑑（認印）



平成 2 9 年度の国民年金保険料
は月額 1 6 , 4 9 0 円です。

【お問い合わせ】 那覇年金事務所 ☎889-1113
または 国保年金課 ☎889-1798

～国保加入者の皆さまへ～ ご存じですか?『給付制限』

国民健康保険とは、加入者が病気になったりケガをしたときに備えて、皆でお金を出し合って必要な医療費にあてる、助け合いの制度です。そのため、この助け合いの精神に反するような行為でケガをしたりした場合には、『給付制限』といって、保険がきかない場合があります。例えば次のようなケースです。

- 無免許運転や飲酒運転、スピード違反などの犯罪行為によるケガや、故意に事故を起こした場合、保険金目当ての自傷行為など（ただし、精神疾患等が原因の自殺未遂等は制限されません。）
- 泥酔して路上で寝て車にひかれたり、酔って暴れてケガをすることが何度もある場合など。

※この他、国保年金課へ提出しなければならない書類を、正当な理由がないにも関わらず提出しない場合なども給付制限になる可能性があります。この場合は医療機関等を受診して3割分を支払った後に、かかった医療費の7割が請求されます。「傷病届を提出して下さい」といった文書が届いた場合などは、早めに届出てくださいますようご協力をお願いします。

【お問い合わせ】国保年金課 ☎889-1798

体育協会 大会予定表

月	日	曜	時間	競技 および会場
4	16	日	AM 9:00	ソフトボール(男子:黄金森球場・南風原中・北丘小・津嘉山小)(女子:山川体育センター)/剣道(南風原中)
	23	日	AM 8:30	サッカー(黄金森陸上競技場・野球場)/バドミントン(南風原中)
	30	日	AM 8:30	野球(黄金森球場・南中・本部公園・津嘉山小)/卓球(翔南小)
5	7	日	AM 9:00	野球【準決・決勝】(黄金森野球場)
	14	日	AM 9:00	バレーボール(南風原中・南風原小)
	21	日	AM 9:00	ハンドボール(南星中・南風原中)
6	4	日	AM 9:00	ソフトテニス(黄金森公園テニスコート・宮城公園テニスコート)
	11	日	AM10:00	ボウリング(サザンヒル)
	18	日	AM 9:00	バスケットボール(南星中・南風原中)
	30	金	AM 7:00	ゴルフ(那覇ゴルフ倶楽部)

- 第 5 1 回島尻郡夏季大会
8月12日・13日
- 第 3 7 回南風原町陸上競技大会
9月9日・10日
(予備日:9月16日・17日)
- 第 5 1 回島尻郡秋季大会
10月1日

詳しくは町ホームページの「南風原町体育協会」に掲載いたします。※日程は変更になる可能性があります。
Facebook・twitter も更新しておりますので、「南風原町体育協会」でご検索ください!

【お問い合わせ】 南風原町体育協会 ☎889-2620 (教育総務課内)

国保年金課からのお知らせ

こんなときには、14日以内に届出を!

国保へ加入又は喪失する場合は、14日以内に国保年金課窓口へ届出してください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書、印鑑、身分証
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑、身分証
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑、身分証
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印鑑、身分証
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑、身分証
国保をやめる	外国籍の人が国保に加入するとき	在留カード、印鑑
	他の市町村へ転出したとき	国保の保険証、印鑑、身分証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証又は健康保険資格取得証明書
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証、印鑑、身分証
	国保被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、国保の保険証、印鑑、身分証 葬祭者の印鑑、葬祭者の口座が分かるもの（通帳等）
その他	生活保護を受け始めたとき	国保の保険証、保護開始決定通知書、印鑑、身分証
	外国籍の人が国保をやめるとき	国保の保険証、在留カード
	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	国保の保険証、印鑑、身分証
	修学や施設入所のため、他市町村に住むとき	国保の保険証、在学・在園証明書、印鑑、身分証
	保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	身分証、印鑑

◆国保に加入する届出が遅れると・・・

国保税は届出をした日からではなく、国保に加入するべき日まで遡って納めることになります。届出が遅れている間の医療費は基本的に、全額自己負担になります。

◆国保を喪失する届出が遅れると・・・

国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、その期間に誤って国保の保険証を利用してしまふ場合があります。その際は、国保で負担した医療費を返していただくことになります。

※すべての手続きには個人番号がわかる書類（個人番号カード・通知カード等）及び、身分確認できるもの（免許証や住民基本台帳カード等）が必要です。
※別世帯の方が届出の場合は、世帯主からの委任状が必要です。



【お問い合わせ】 国保年金課 ☎889-1798



さくがわ 司法書士 佐久川 聡

無料法律相談

不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

相続手続き ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
●相続の放棄

裁判事務手続き ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

◎さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

業務時間
平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日
※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。